

横浜薬科大学

学位授与規程

(趣 旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規程に基づき、横浜薬科大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、本学学則及び大学院学則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 健康薬学科、漢方薬学科及び臨床薬学科においては、学士(薬学)
- (2) 薬科学科においては、学士(薬科学)
- (3) 薬科学専攻博士前期課程においては、修士(薬科学)
- (4) 薬科学専攻博士後期課程においては、博士(薬科学)
- (5) 薬学専攻博士課程においては、博士(薬学)

(学位の授与)

第3条 前条の学位は、本学学則及び大学院学則の定めるところにより、次のとおりとする。

- 1 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、本学博士前期課程修了の認定を受けた者に授与する。
- 3 博士の学位は、本学博士後期課程または博士課程修了の認定を受けた者に授与する。

(論文の提出)

第4条 第3条1項により卒業論文の単位認定のための審査を願い出ようとする者は、卒業論文を指定の期日に配属の研究室に提出するものとする。

- 2 第3条2項及び3項により論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文に申請書、学位論文の要旨、参考文献があるときは当該参考論文を添えて、研究指導教員を通じ研究科長に提出するものとする。
- 3 学位論文の提出部数並びに期限については別に定める。
- 4 受理した卒業論文及び学位論文は返還しない。

(審 査)

第5条 教務委員会は、卒業論文審査を実施しその結果を教授会に報告するものとする。

- 2 学位論文の審査は、研究科委員会に設置された論文審査委員会(以下、「審査委員会」という。)で行い、その結果を研究科委員会に報告するものとする。

(審査評価項目)

第6条 卒業論文審査の評価項目は次のとおりである。

- (1) ゼミ・実験・現地調査等の取り組み
- (2) 基礎知識の理解、研究手法の習得
- (3) 卒業論文の内容(文章表現力・論理展開力などを含む)
- (4) 卒業論文発表会での発表・質疑応答
- (5) 自主的・継続的に学習する能力

(博士前期課程学位審査の審査評価項目)

第7条 修士の学位論文審査の評価項目は、新規性、有効性のほか、次のとおりである

- (1) 研究背景・目的の十分な理解
- (2) 研究課題に対する十分な知識の整理
- (3) 研究の進め方や研究方法
- (4) 定説な参考文献の引用
- (5) 学位論文の内容(独自の考察、論理展開性を含む)

(博士後期課程および博士課程の学位審査の審査評価項目)

第8条 博士の学位論文審査の評価項目は、研究の独創性、新規性、有効性のほか、次のとおりである。

- (1) 自立的に研究を立案し遂行する能力
- (2) 研究成果の社会への影響、有効性
- (3) 研究内容・成果のグローバル性
- (4) 将来への発展の可能性

(最終試験)

第9条 所定の単位を修得し、修士の学位又は博士の学位審査に合格した者について、最終試験を行う。

- 2 最終試験は、学位論文を基に、これに関連する授業科目について筆記または口頭により審査委員会がこれを行う。

(博士論文要旨等の公表)

第10条 本学において博士の学位を授与した場合、学位を授与した日から3か月以内に、その学位の授与に係る論文の内容の要旨及び学位論文の審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第11条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された1年以内にその学位論文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむお得不い事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷またはインターネットの利用により公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の取り消し)

第12条 本学において学位を授与された者が、不正の方法等により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、すでに授与した学位を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(登録及び報告)

第13条 本学において学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記)

第14条 学位記の様式は、別紙-1-1～4のとおりとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。



第 00000 号

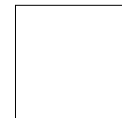
学 位 記

卒 業 生 氏 名

年 月 日生

本学薬学部 学科において正規の
試験に合格し所定の単位を修得した
ことを認める

横浜薬科大学長



上記学長の認定により学士（薬学・薬科学）
の学位を授与する

年 月 日

学校法人 都築第一学園

学園総長





修第 00000 号

学位記

氏名

年 月 日生

本学大学院薬学研究科博士前期課程
において所定の単位を修得し学位論文
の審査及び最終試験に合格したことを
認める

横浜薬科大学長

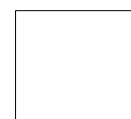


上記学長の認定により修士（薬科学）
の学位を授与する

年 月 日

学校法人 都築第一学園

学園総長





博第 00000 号

学位記

氏名

年 月 日生

本学大学院薬学研究科博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める

横浜薬科大学長

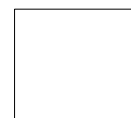


上記学長の認定により博士（薬科学）の学位を授与する

年 月 日

学校法人 都築第一学園

学園総長





博第 00000 号

学位記

氏名

年 月 日生

本学大学院薬学研究科博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める

横浜薬科大学長



上記学長の認定により博士（薬学）の学位を授与する

年 月 日

学校法人 都築第一学園

学園総長



